

者

- (3) 産業廃棄物処理業者等
- (4) 工事受注者で規則で定めるもの
(閲覧に関する勧告)

第30条 知事は、前条各号に掲げる者が正当な理由なく同条の規定による閲覧を拒んだときは、期限を定めて、閲覧の実施その他閲覧に必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第2節 事業計画協議

(事業計画協議)

第31条 廃棄物の処理施設を設置し、又は変更しようとする者で次に掲げる許可又は指定の申請（以下「許可申請等」という。）をしようとするもの（以下「事業計画者」という。）は、その事業の用に供する廃棄物の処理施設の設置、変更又は維持管理及びその許可申請等に係る事業の計画（以下「事業計画」という。）の内容に関する関係住民等との合意形成を図るため、あらかじめ、知事にこの節の規定（事業計画者のうち第3号、第5号、第7号、第9号、第16号又は第18号に掲げる許可申請等をしようとするもの（次条及び第38条第2項において「産業廃棄物収集運搬事業計画者」という。）については、この条及び第38条から第49条までの規定）による協議（以下「事業計画協議」という。）をしなければならない。ただし、規則で定める者については、この限りでない。

- (1) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可
- (2) 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可
- (3) 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可
- (4) 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可
- (5) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可
- (6) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可
- (7) 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
- (8) 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可
- (9) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可
- (10) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可
- (11) 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可
- (12) 法第15条の2の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可
- (13) 使用済自動車再資源化法第60条第1項の規定による解体業の許可
- (14) 使用済自動車再資源化法第67条第1項の規定による破碎業の許可
- (15) 使用済自動車再資源化法第70条第1項の規定による破碎業の事業の範囲の変更の許可
- (16) 指定産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に係る第20条第1項の規定による指定
- (17) 指定産業廃棄物の処分を業として行う者に係る第20条第1項

の規定による指定

- (18) 指定産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に係る第21条第1項の規定による事業の範囲の変更の指定
- (19) 指定産業廃棄物の処分を業として行う者に係る第21条第1項の規定による事業の範囲の変更の指定
(事業計画概要書の提出)

第32条 事業計画者（産業廃棄物収集運搬事業計画者を除く。以下この条から第37条までにおいて同じ。）は、事業計画協議をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「事業計画概要書」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 廃棄物の処理施設の設置の場所
- (3) 廃棄物の処理施設の種類
- (4) 処理を行う廃棄物の種類
- (5) 廃棄物の処理施設の処理能力（廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 前条第2号、第6号、第10号、第12号、第15号又は第19号に係る許可申請等をしようとするときは、その変更の概要
- (7) 周辺地域の範囲及びその根拠
- (8) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠
- (9) 関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会（以下「事業計画概要説明会」という。）の開催の日時及び場所

2 事業計画者は、前項の事業計画概要書を知事に提出したときは、直ちにその写しを当該事業計画概要書に記載された関係市町村長に送付しなければならない。

(事業計画概要書の公表等)

第33条 知事は、前条第1項の事業計画概要書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該事業計画概要書を当該公表の日の翌日から起算して30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 事業計画者は、前条第1項各号に掲げる事項を、その事業計画概要書に記載された関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該関係住民に周知しなければならない。

(事業計画概要書に対する関係市町村長等の意見)

第34条 第32条第2項の関係市町村長、前条第2項の関係住民又は事業計画概要書について生活環境の保全の見地からの意見を有する者は、同条第1項の縦覧期間内に、第32条第1項第7号から第9号までに掲げる事項について、知事に意見書を提出することができる。

(事業計画概要書に対する知事の意見)

第35条 知事は、第33条第1項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して14日以内に、事業計画者に対し事業計画概要書に記載された事項のうち次に掲げる事項についての意見を書面により通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を速やかに公表しなければならない。

- (1) 周辺地域の範囲
- (2) 関係市町村長及び関係住民の範囲
- (3) 事業計画概要説明会の開催に関する事項

(事業計画概要説明会の開催)

第36条 事業計画者は、前条の規定による通知を受けたときは、同条の知事の意見を尊重して、事業計画協議の対象となる周辺地域

(以下「対象周辺地域」という。)の範囲、当該対象周辺地域に係る事業計画協議の対象となる関係市町村長(以下「対象関係市町村長」という。)及び関係住民(以下「対象関係住民」という。)の範囲並びに事業計画概要説明会の開催の日時及び場所を決定しなければならない。

2 事業計画者は、前項の規定による決定をした後に、事業計画概要説明会を開催しなければならない。

3 事業計画者は、前項の事業計画概要説明会を開催するときは、その日時及び場所を、知事及び対象関係市町村長に通知するとともに、あらかじめ相当な期間を置いて、対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなければならない。

(事業計画概要説明会の終了報告等)

第37条 事業計画者は、事業計画概要説明会(これが複数あるときは、その最後のもの)を終了し、又はその全部若しくは一部を開催しなかったときは、規則で定める事項を記載した書面(以下「事業計画概要説明会終了報告書」という。)を知事に提出し、その写しを対象関係市町村長に送付しなければならない。

2 知事は、前項の事業計画概要説明会終了報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該事業計画概要説明会終了報告書を当該公表の日の翌日から起算して14日間公衆の縦覧に供しなければならない。

3 対象関係市町村長及び対象関係住民は、前項の縦覧期間内に、事業計画概要説明会終了報告書の内容について、知事に意見書を提出することができる。

4 第2項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して14日以内に、事業計画者に対し、事業計画概要説明会を開催するよう勧告することができる。

5 第1項及び第2項(その旨の公表に係る部分に限る。)の規定は、前項の規定による勧告に基づき事業計画概要説明会を開催した場合について準用する。

(事業計画書の提出)

第38条 事業計画者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「事業計画書」という。)を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 廃棄物の処理施設の設置の場所
- (3) 廃棄物の処理施設の種類
- (4) 処理を行う廃棄物の種類
- (5) 廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 第31条第2号、第5号、第6号、第9号、第10号、第12号、第15号、第18号又は第19号に係る許可申請等をしようとするときは、その変更の概要
- (7) 廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画その他の規則で定める事項
- (8) 対象周辺地域の範囲
- (9) 対象関係市町村長及び対象関係住民の範囲
- (10) 事業計画書の閲覧の場所、期間及び時間
- (11) 対象関係住民に対する事業計画に関する説明会(以下「事業計画説明会」という。)の開催の日時及び場所

2 前項の場合において、事業計画者は、同項の事業計画書を前条第2項の公表の日の翌日から起算して28日を経過した日以後(産業廃棄物収集運搬事業計画者にあつては、事業計画協議をしようとするとき)に提出しなければならない。ただし、同条第4項の規定による勧告に基づき事業計画概要説明会を開催したときは、その事業計画概要説明会終了報告書を提出した日の翌日以後に提出しなければならない。

3 事業計画者は、第1項の事業計画書を知事に提出したときには、直ちにその写しを対象関係市町村長に送付しなければならない。(事業計画書の公表等)

第39条 知事は、前条第1項の事業計画書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表し、事業計画協議が終了するまでの間、当該事業計画書を公衆の縦覧に供しなければならない。

2 事業計画者は、事業計画協議が終了するまでの間、事業計画書を事業場(当該事業場に備え置くことが困難である場合にあっては、事業計画者の最寄りの事務所)に備え置き、閲覧させなければならない。この場合において、事業計画者は、正当な理由がなければ、閲覧を拒んではならない。

(事業計画説明会の開催)

第40条 事業計画者は、第38条第1項の事業計画書を知事に提出した後に、事業計画説明会を開催しなければならない。

2 事業計画者は、前項の事業計画説明会を開催するときは、その日時及び場所を、知事及び対象関係市町村長に通知するとともに、あらかじめ相当な期間を置いて、対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなければならない。

(事業計画に対する対象関係市町村長等の意見)

第41条 対象関係市町村長、対象関係住民又は事業計画書について生活環境の保全の見地からの意見を有する者は、事業計画説明会(これが複数あるときは、その最後のもの)の終了の日の翌日から起算して30日を経過する日までに、事業計画についての意見書を事業計画者に送付するとともに、その写しを知事に提出することができる。

(見解書)

第42条 事業計画者は、前条の見解書の送付を受けたときは、当該意見書に対する見解を記載した書面(以下「見解書」という。)を対象関係市町村長に送付するとともに、当該見解書の内容を、対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなければならない。

2 事業計画者は、前項の見解書の作成に当たっては、前条の対象関係市町村長の意見を尊重しなければならない。

3 事業計画者は、事業計画協議が終了するまでの間、第1項の見解書を事業場(当該事業場に備え置くことが困難である場合にあっては、事業計画者の最寄りの事務所)に備え置き、閲覧させなければならない。この場合において、事業計画者は、正当な理由がなければ、閲覧を拒んではならない。

4 事業計画者は、見解書及び前条の見解書の写し(同条の見解書が送付されなかったときは、その旨を記載した書面。次項及び第44条第1項において同じ。)を知事に提出しなければならない。

5 知事は、前項の規定による見解書及び意見書の写しの提出があつたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該見解書及び意見書の写しを当該公表の日の翌日から起算して30日間

公衆の縦覧に供しなければならない。

(見解書に対する対象関係市町村長等の意見)

第43条 第41条に掲げる者は、前条第5項の縦覧期間内に、同条第1項の見解書についての意見書を知事に提出するとともに、その写しを事業計画者に送付することができる。

(事業計画に対する知事の意見)

第44条 知事は、第42条第4項の規定による見解書及び意見書の写しの提出があったときは、同条第5項の縦覧期間満了の日の翌日以後に、事業計画者に対し、次に掲げる事項についての意見を書面により速やかに通知しなければならない。

- (1) 対象周辺地域の生活環境の保全に関する事項
- (2) 合意形成の方法に関する事項
- (3) その他知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の規定により通知したときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに公表し、その書面を当該公表の日の翌日から起算して30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(公聴会の開催)

第45条 前条第1項の場合において、知事は、対象関係市町村長、対象関係住民、事業計画者等の意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催することができる。

(最終見解書の提出)

第46条 事業計画者は、第44条第1項の規定による通知を受けたときは、同項の知事の意見に対する見解を記載した書面(次項及び第48条第3項において「最終見解書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の最終見解書の提出があったときは、その写しを対象関係市町村長に送付するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公表し、当該最終見解書を当該公表の日の翌日から起算して30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の変更)

第47条 事業計画者は、事業計画概要書又は事業計画書の記載事項を変更しようとするときは、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、事業計画者に対し、この節に規定する手続の全部又は一部を再度実施すべきことを勧告することができる。

3 事業計画者は、前項の規定による知事の勧告があったときは、第1項の規定による届出の内容を対象関係市町村長に通知するとともに、対象関係住民の相当数が知り得ると認められる方法により、当該対象関係住民に周知しなければならない。

(事業計画協議の終了)

第48条 事業計画者は、その事業計画を廃止するときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに公表しなければならない。

3 事業計画協議は、第1項の規定による届出又は第46条第1項の規定による最終見解書の提出があったときに、終了するものとする。

(事業計画協議に関する勧告)

第49条 知事は、事業計画者が事業計画協議を行わずに許可申請等をしたときは、事業計画協議を行うべきことを勧告することができる。

2 知事は、事業計画者が第44条第1項の知事の意見に従わずに許可申請等をしたときは、期限を定めて、その事業計画の内容の変更その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第5章 雑則

(行政処分の公表等)

第50条 知事は、法又はこの条例の規定に基づく処分を行ったときは、当該処分を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに当該処分の内容を速やかに公表しなければならない。

2 知事は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために、排出事業者等から求めがあったときは、法又はこの条例に違反する行為に対する行政指導の内容に関する情報の提供を速やかに行わなければならない。

(勧告の公表)

第51条 知事は、第12条、第15条、第17条、第19条、第30条又は第49条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告の徴収)

第52条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、排出事業者、産業廃棄物処理業者等、工事発注事業者、工事受注者、土地所有者等又は木くずチップを保管若しくは使用する者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分又は木くずチップの保管若しくは使用に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第53条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、排出事業者、産業廃棄物処理業者等、工事発注事業者、工事受注者若しくは木くずチップを保管若しくは使用する者の事務所若しくは事業場、廃棄物の処理施設のある土地若しくは建物、廃棄物の不適正な処理が行われ、若しくは不適正な処理が行われた疑いのある土地若しくは木くずチップの保管の場所若しくは使用の場所に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分若しくは木くずチップの保管若しくは使用に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物、廃棄物であることの疑いのある物若しくは木くずチップを無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実績報告)

第54条 第2条第4号のアからエまでに掲げる者は、毎年6月30日までに、前年度における産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分に関し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

2 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者は、毎年6月30日までに、前年度における産業廃棄物の処分及び当該産業廃棄物処理施設の状況に関し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画)

第55条 その事業活動に伴う前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満である事業場を県内に設置している事業者(次項において「準多量排出事業者」という。)は、毎年6月30日までに、規則で定めるところにより、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、知事に提出しなければならない。

2 準多量排出事業者は、毎年6月30日までに、前項の計画の実施の状況について、知事に報告しなければならない。

3 知事は、第1項の規定による計画の提出及び前項の規定による実施状況の報告があったときは、規則で定めるところにより、これらを公表しなければならない。

(国等に関する適用除外)

第56条 第14条及び第16条の規定は、国、地方公共団体その他規則で定める団体が工事発注事業者となる場合については、適用しない。

(適用除外)

第57条 この条例の規定は、長野市の区域については、適用しない。
(補則)

第58条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第6章 罰則

(罰則)

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条、第10条、第23条又は第25条の規定による命令に違反した者
- (2) 第20条第5項又は第27条の規定に違反した者
- (3) 第21条第1項の規定に違反して、変更の指定を受けないで、指定産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行った者

2 第21条第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条第2項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者
- (2) 第21条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第29条の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった者
- (4) 第52条に規定する報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第53条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第60条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

- (1) 前条第1項第3号 100万円以下の罰金刑
- (2) 前条第1項第1号若しくは第2号、第2項又は第3項 同条の罰金刑

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に省令第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定を受けている者は、この条例の施行の日、第20条第1項の規定により指定を受けたものとみなす。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

廃棄物対策課

長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第17号

長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例

長野県信濃美術館条例(昭和44年長野県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第7条中「を公募し、その申請により指定管理者の」を「の申請によりその」に改める。

第8条を削る。

第9条中「第7条」を「前条」に改め、「申請は」の次に「、長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める日までに」を加え、同条を第8条とする。

第10条第4号を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加え、同条を第9条とし、第11条から第17条までを1条ずつ繰り上げる。

- (4) 指定管理者が行う業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。
- (5) 県内において芸術文化の振興に寄与する活動を行っているものであること。

別表中「(第15条関係)」を「(第14条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の長野県信濃美術館条例(以下「新条例」という。)第7条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第10条まで及び第13条の規定の例により行うことができる。

生活文化課

信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第18号

信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例

信州ものづくり産業投資応援条例(平成17年長野県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成20年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

第3条中「の規定の」を「並びに第144条の2の規定の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の信州ものづくり産業投資応援条例第3条の規定は、平成20年1月1日から適用する。

ビジネス誘発課

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第19号

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県工業技術総合センター試験等手数料徴収条例(昭和58年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、県内に住所又は事務所若しくは事業所を有しない者に係る手数料の額は、前項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額とする。

別表の繊維の項中「1,900円以上5,400円」を「2,000円以上5,600円」に、「600円以上7,300円」を「700円以上7,500円」に、「4,700円」を「4,800円」に、「2,600円」を「2,700円」に改め、同表の木工の項中「800円」を「900円」に、「9,600円」を「7,100円」に、「2,100円」を「2,300円」に改め、同表の機械金属の項中「43,000円」を「25,000円」に、「1,100円以上123,000円」を「1,200円以上124,000円」に、「4,300円以上57,000円」を「4,400円以上62,000円」に、「7,100円」を「8,100円」に、「2,700円」を「2,800円」に、「1,600円以上20,000円」を「1,700円以上22,000円」に、「800円以上4,200円」を「900円以上4,700円」に、「29,000円」を「30,000円」に、「1,000円以上8,700円」を「1,100円以上7,500円」に、「1,100円以上3,900円」を「1,200円以上4,100円」に、「1,300円以上14,000円」を「1,400円以上10,000円」に、「5,500円以上34,000円」を「5,000円以上44,000円」に、「2,100円」を「2,200円」に改め、同表の食品の項中「15,000円」を「10,000円」に、「7,400円」を「7,600円」に、「11,000円以上30,000円」を「12,000円以上32,000円」に改め、同表の化学等の項中「2,900円以上66,000円」を「3,300円以上76,000円」に、「32,000円」を「34,000円」に、「900円以上9,300円」を「1,000円以上9,900円」に、「13,000円」を「14,000円」に、

化学等	生体計測試験	〃	1,600円以上3,200円以下
-----	--------	---	------------------

を

化学等	生体計測試験	〃	1,700円以上3,400円以下
試料前処理	1件		1,800円以上3,600円以下
成績表作成	1件		300円以上1,800円以下

に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

ものづくり振興課

北信東部区域農用地開発公団事業及び飯伊木曽区域農用地整備公団事業負担金等徴収条例を廃止する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第20号

北信東部区域農用地開発公団事業及び飯伊木曽区域農用地整備公団事業負担金等徴収条例を廃止する条例
北信東部区域農用地開発公団事業及び飯伊木曽区域農用地整備公団事業負担金等徴収条例(昭和61年長野県条例第12号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

畜産課

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第21号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例
長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例(昭和41年長野県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削る。

別表第1中「及び塩尻市」を「、塩尻市及び東筑摩郡山形村」に改める。

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(長野県観光施設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することを定める条例の廃止)
- 長野県観光施設事業に地方公営企業法の規定の全部を適用する

ことを定める条例(昭和37年長野県条例第8号)は、廃止する。
(長野県公営企業の組織に関する条例の一部改正)

3 長野県公営企業の組織に関する条例(昭和36年長野県条例第14号)の一部を次のように改正する。
第1条中「、長野県観光施設事業」を削る。
(長野県公営企業の業務の状況の説明する書類の作成及び提出に関する条例の一部改正)

4 長野県公営企業の業務の状況の説明する書類の作成及び提出に関する条例(昭和36年長野県条例第18号)の一部を次のように改正する。
第1条中「、長野県観光施設事業」を削る。
(長野県公営企業の2以上の事業を通じて管理者1人を置くことを定める条例の一部改正)

5 長野県公営企業の2以上の事業を通じて管理者1人を置くことを定める条例(昭和38年長野県条例第18号)の一部を次のように改正する。
本則第2号を削り、本則第3号を本則第2号とする。

経営企画課

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。
平成20年 3月24日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第22号

政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
政務調査費の交付に関する条例(平成13年長野県条例第25号)の一部を次のように改正する。
附則第2項中「平成18年4月1日から平成20年3月31日」を「平成20年4月1日から平成21年3月31日」に改める。
附 則
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

総務課

学校教育法等の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布します。
平成20年 3月24日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第23号

学校教育法等の一部を改正する法律及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(地方自治法第8条第1項第4号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例の一部改正)
第1条 地方自治法第8条第1項第4号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例(昭和23年長野県条例第46号)の一部を次のように改正する。

本則第2項中「第4章」を「第6章」に改める。
(長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。
第24条の3第1項第6号中「第75条第2項」を「第81条第2項」に改め、同項第7号中「第73条の21」を「第140条」に改める。
(長野県看護専門学校条例の一部改正)

第3条 長野県看護専門学校条例(昭和39年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。
第5条第4号中「第56条第1項」を「第90条第1項」に改め、同条第5号中「第69条」を「第150条」に改める。
(長野県公衆衛生専門学校条例の一部改正)

第4条 長野県公衆衛生専門学校条例(昭和40年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。
第4条第2号のイ中「第56条第1項」を「第90条第1項」に改め、同号のウ中「第69条」を「第150条」に改める。
(長野県農業大学校条例の一部改正)

第5条 長野県農業大学校条例(昭和50年長野県条例第42号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項第1号のイ中「第56条第1項」を「第90条第1項」に改め、同号のウ中「第69条」を「第150条」に改める。
(長野県林業大学校条例の一部改正)

第6条 長野県林業大学校条例(昭和53年長野県条例第27号)の一部を次のように改正する。
第4条第2号中「第56条第1項」を「第90条第1項」に改め、同条第3号中「第69条」を「第150条」に改める。
(長野県福祉大学校条例の一部改正)

第7条 長野県福祉大学校条例(平成6年長野県条例第28号)の一部を次のように改正する。
第4条第1号のイ中「第69条第1号から第4号まで又は第77条の5各号」を「第150条第1号から第4号まで又は第183条各号」に改める。
(特別支援学校設置条例の一部改正)

第8条 特別支援学校設置条例(平成19年長野県条例第24号)の一部を次のように改正する。
第1条中「第74条」を「第80条」に改める。
(長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例(平成19年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。
第4条各号の改正規定のうち同条第2号中「第56条第1項」を「第90条第1項」に改め、同条第3号中「第69条」を「第150条」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

教育総務課

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第24号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和39年長野県条例第86号)の一部を次のように改正する。

第10条第1号を次のように改める。

(1) 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について、客引きをし、又は人に呼び掛け、若しくはビラその他これに類する物を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引をする行為
第10条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第2号を同条第5号とし、同条第1号の次に次の3号を加える。

- (2) 歓楽的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について客引きをし、又は当該提供に係る行為のうち、人の通常衣服等で覆われている身体若しくは下着に接触し、又は接触させる卑わいなものについて、人に呼び掛け、又はビラその他これに類する物を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引をする行為
(3) 人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓楽的雰囲気醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供について、客引きをし、又は利用者に対して勧誘をする行為
(4) 深夜(午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。)において専ら人の身体に接触する役務又はこれを仮装したものの提供について、客引きをする行為

第10条に次の6項を加える。

- 2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、他人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。
3 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、歓楽的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供(当該提供に係る行為のうち、人の通常衣服等で覆われている身体若しくは下着に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。)について、人に呼び掛け、又はビラその他これに類する物を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引をしてはならない。
4 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓楽的雰囲気を醸し出す方法により異性の客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供について、人に呼び掛け、又はビラその他これに類する物を配布し、若しくは提示して客又は利用者となるよう誘引をしてはならない。
5 警察官は、前2項の規定に違反して誘引を行っていると認められる者に対し、当該誘引をする行為をやめるべきことを命ずることができる。
6 何人も、第1項第1号から第3号までに掲げる行為(以下この項及び次項において「客引き等」という。)の状況等を勘案してこの項の規定による規制を行う必要性が高いと認められるものとして長野県公安委員会が別に定める区域内の公共の場所において、

客引き等を行う目的で、公衆の目に触れるような方法で客引き等の相手方となるべき者を待つてはならない。

7 警察官は、前項の規定に違反して客引き等の相手方となるべき者を待つていると認められる者に対し、当該客引き等の相手方となるべき者を待つ行為をやめるべきことを命ずることができる。

第15条第1項中「第3条又は第5条から第13条まで」を「第10条第2項」に、「5万円」を「100万円」に改め、「又は拘留若しくは料料」を削り、同条第2項中「第3条又は第5条から第13条まで」を「第10条第2項」に改め、「20万円」を「100万円」に改める。

第15条の次に次の4条を加える。

第16条 第3条、第5条から第9条まで、第10条第1項又は第11条から第13条までの規定に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは料料に処する。

2 常習として第3条、第5条から第9条まで、第10条第1項又は第11条から第13条までの規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第17条 第10条第5項の規定による警察官の命令に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留若しくは料料に処する。

第18条 第10条第7項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは料料に処する。

(両罰規定)

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第15条から前条まで(第16条にあつては、第10条第1項の規定に違反した場合に限る。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

生活安全企画課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年3月24日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第25号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第20号中「2,100円」を「2,550円」に改める。

別表第4の3中「1,650円」を「2,100円」に改める。

別表第4の4中「3,200円」を「3,650円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年1月4日から施行する。

東北信運転免許センター